

**令和3年度
愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会**

**令和 4年 2月 3日(木) 14:00～
松山市民会館2階
第3会議室**

愛媛県後期高齢者医療広域連合事務局

令和3年度 愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会 次第

次第

1. 事務局長あいさつ

2. 委員紹介

3. 会長選出

4. 議題

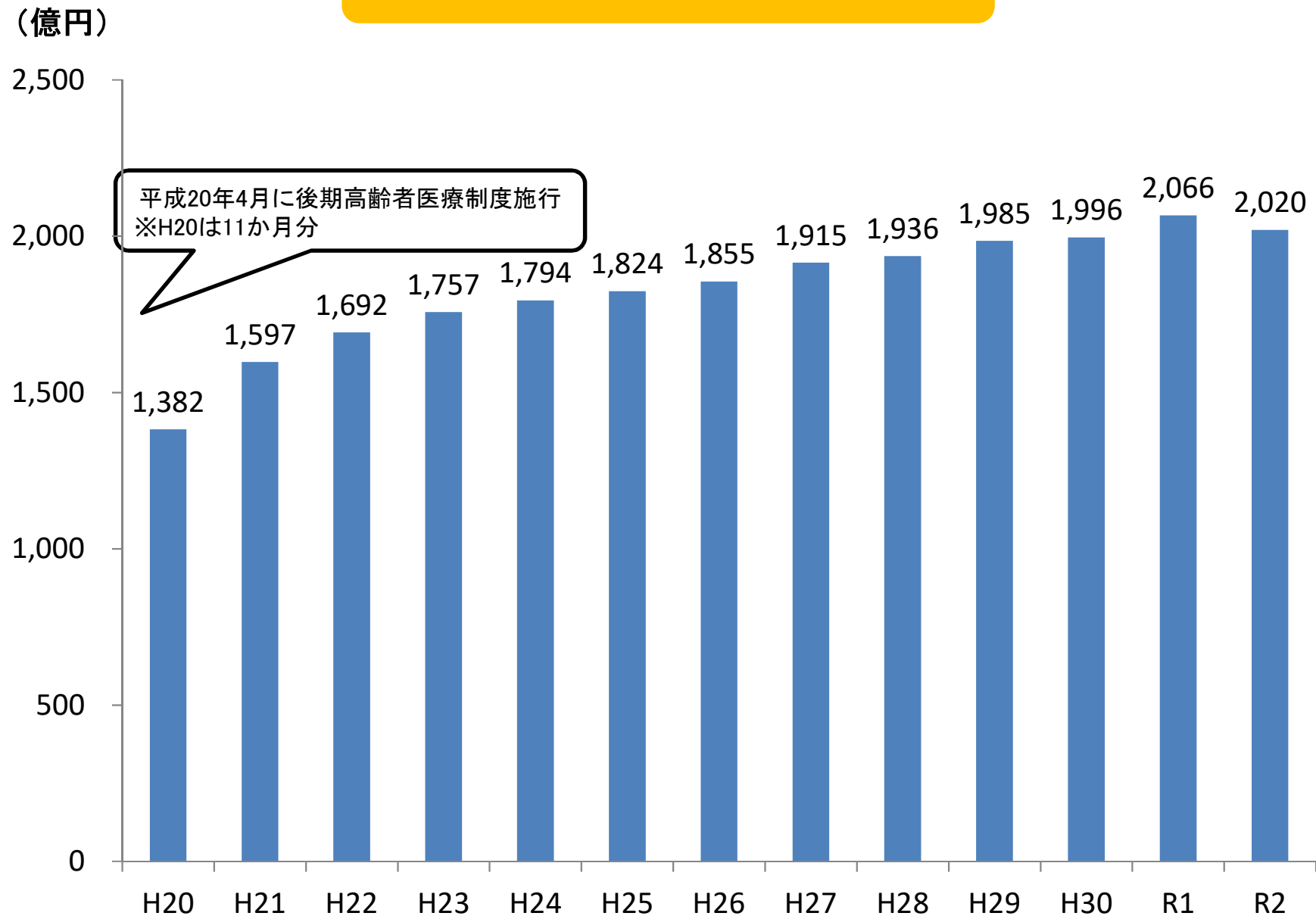
(1)財政状況について 1

(2)令和4・5年度の保険料率について 8

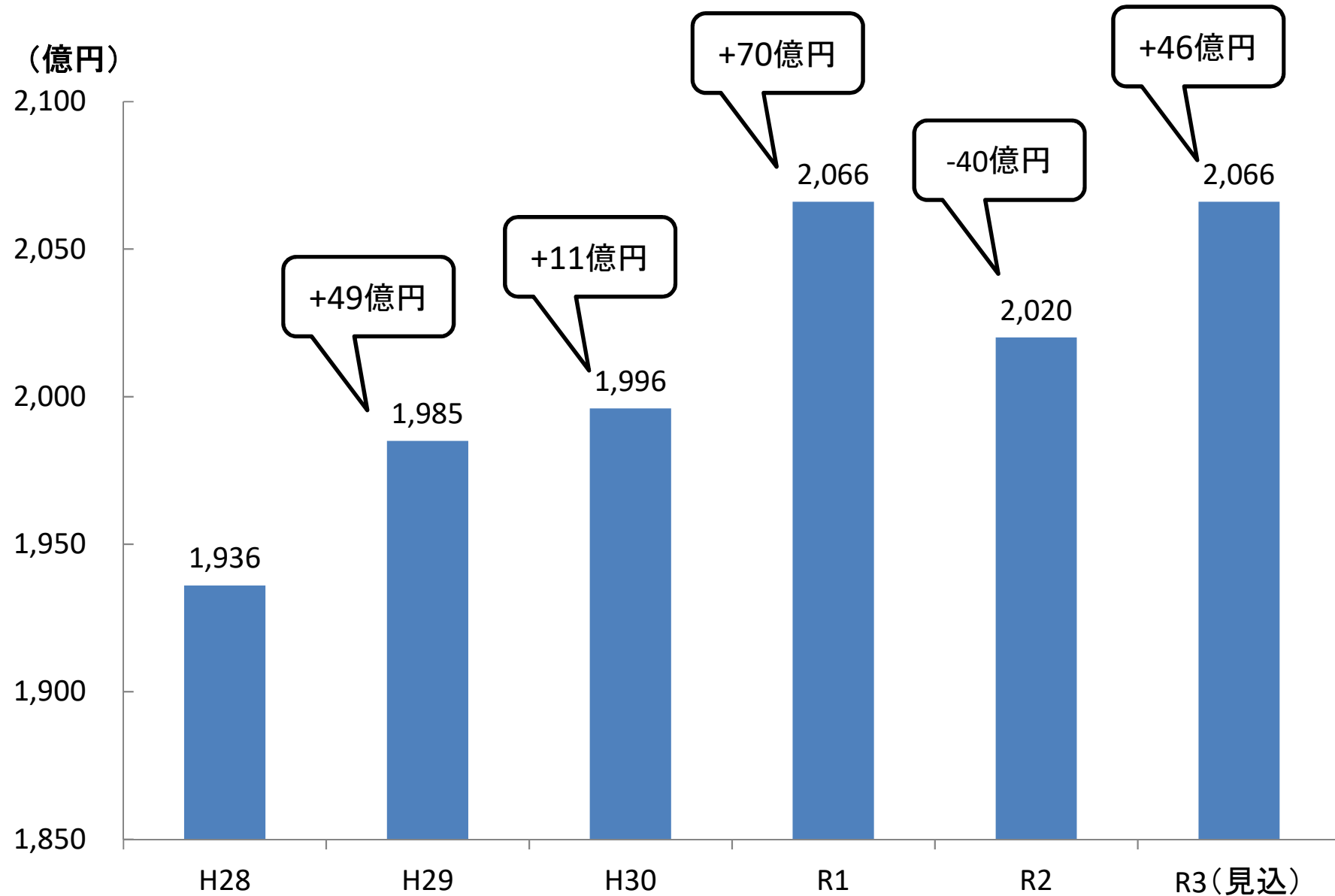
(3)保健事業について 17

(1)財政状況について

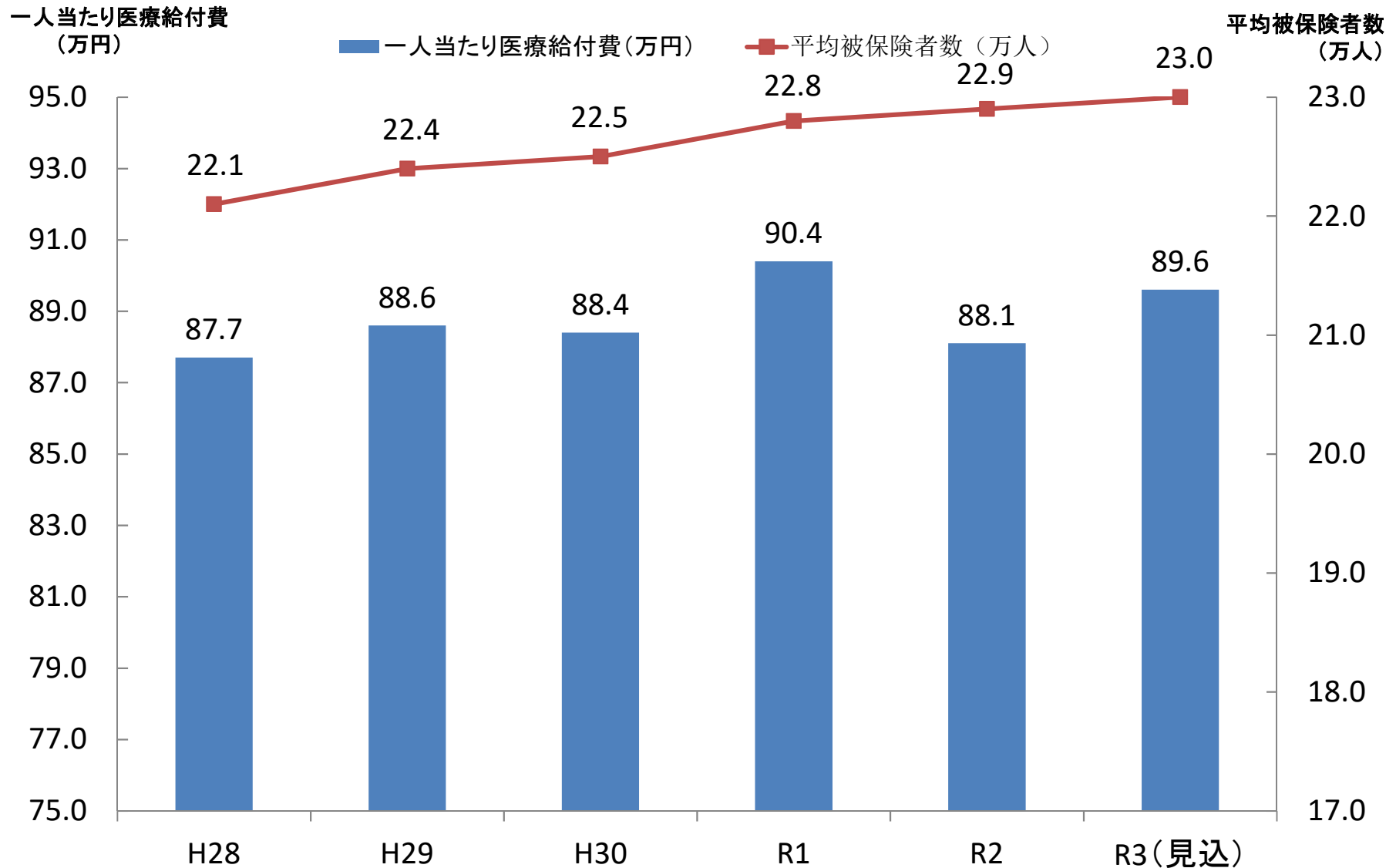
医療給付費の状況①



医療給付費の状況②

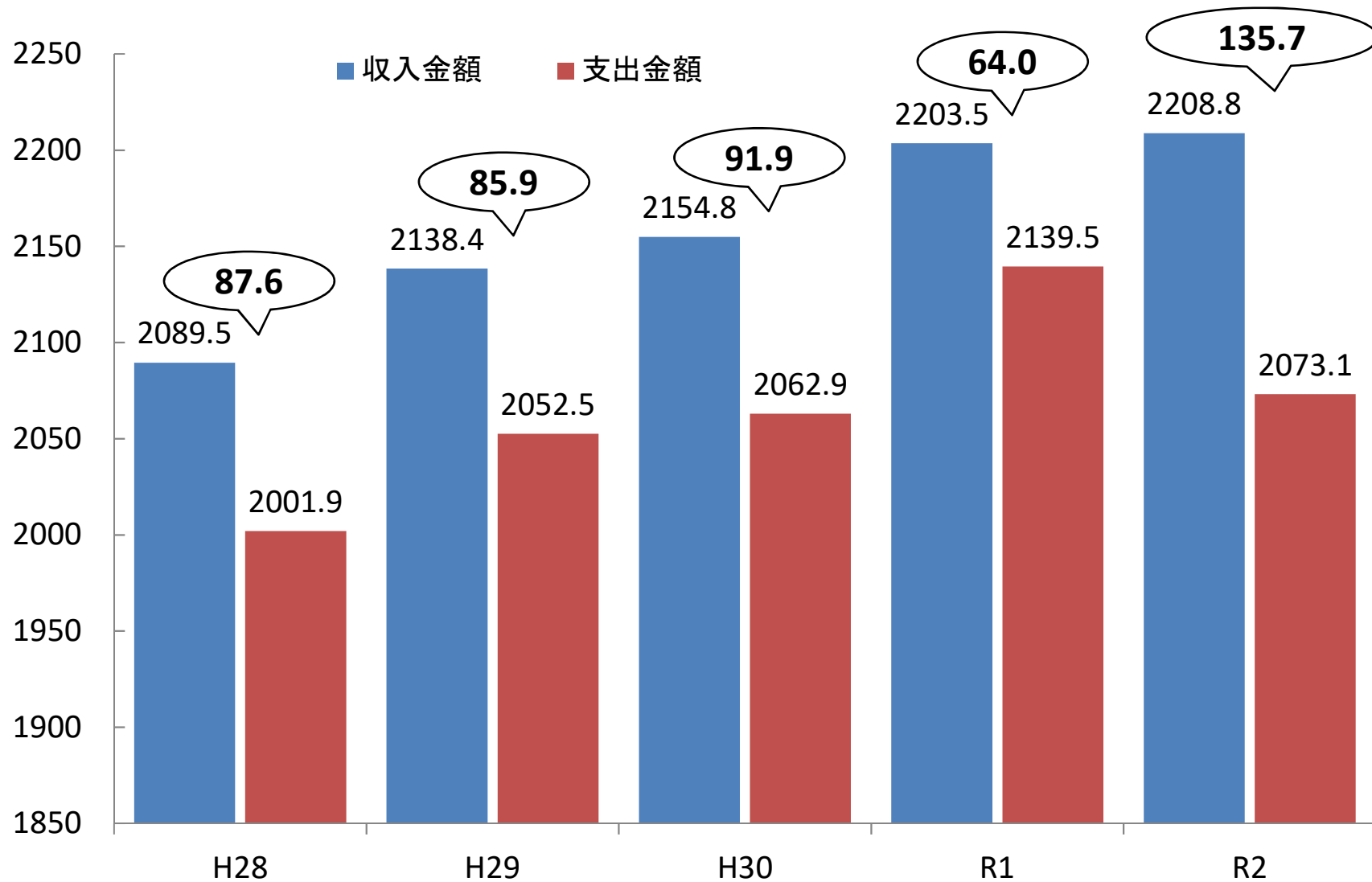


一人当たり医療給付費と被保険者数の状況



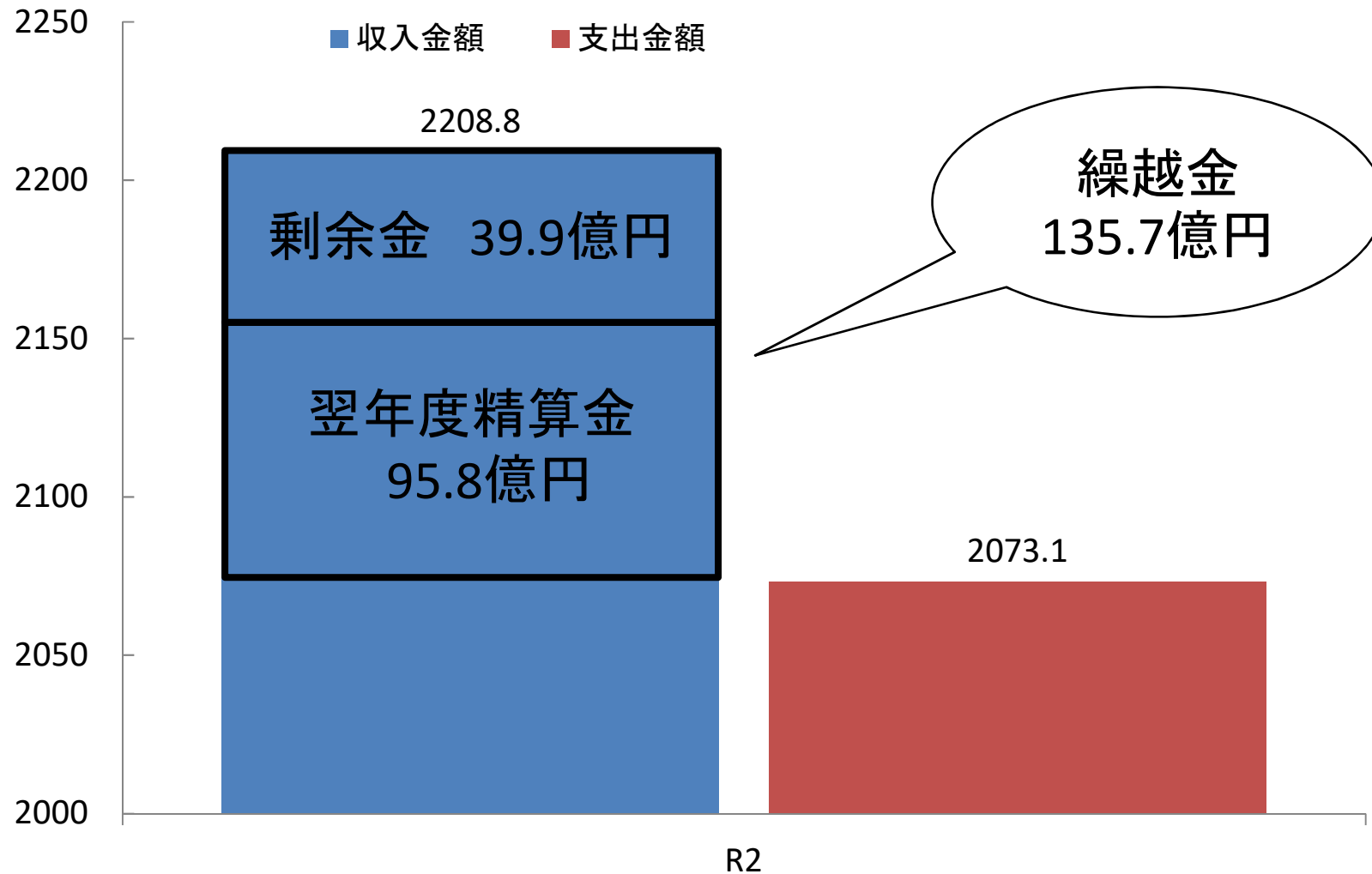
特別会計の収支決算状況①

(億円)



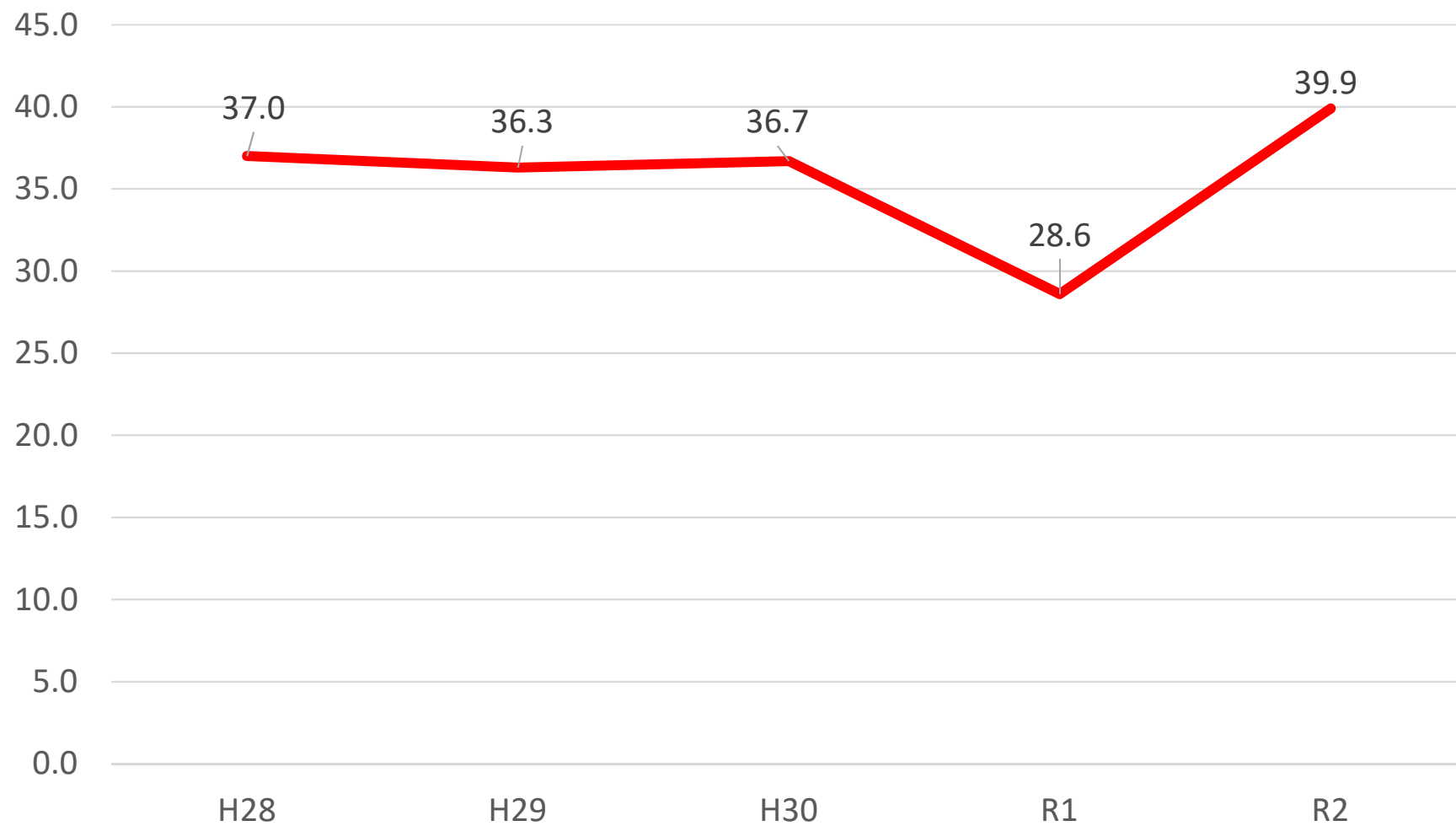
特別会計の収支決算状況②

(億円)



剰余金の状況

(億円)



(2) 令和4・5年度の保険料率について

令和4・5年度後期高齢者医療保険料率改定について

後期高齢者医療保険料は、2年間の財政運営期間単位で決定されます。
今年度は、次期財政運営期間である令和4・5年度の保険料を改定します。

【後期高齢者医療の状況】

令和4年度から団塊の世代が75歳以上になり始めることによる被保険者の増加、また、高齢化の進展や医療の高度化による医療費の増加が見込まれます。さらに、国による後期高齢者保険料の負担率の引き上げや保険料の軽減特例制度の廃止等もあり、一人当たり保険料の上昇は避けられない状況です。

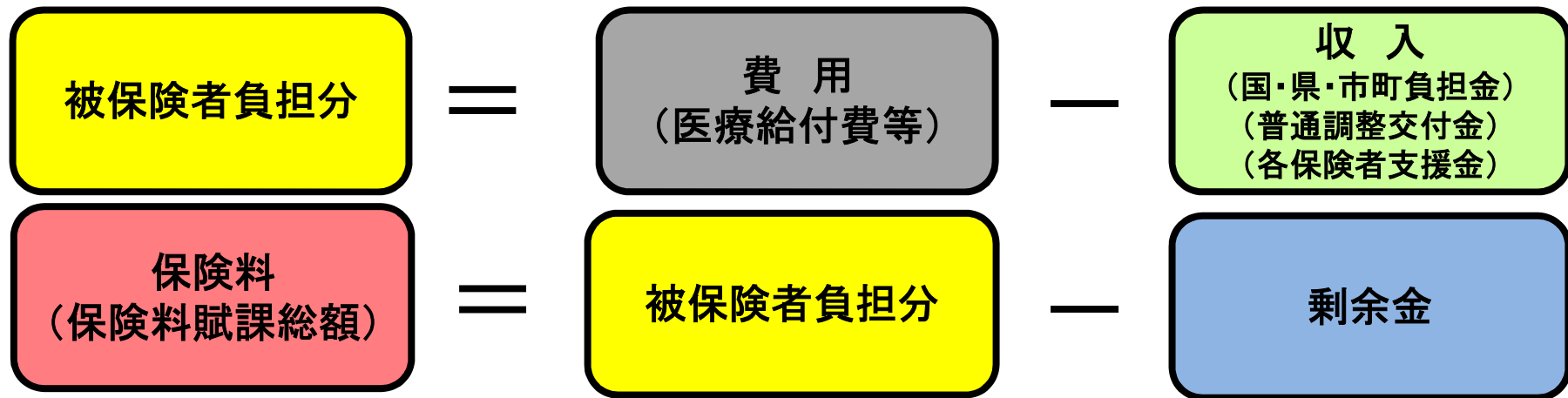
【保険料率改定の方針】

上記要因を踏まえた医療費見込みに対し、2割負担制度導入や診療報酬改定のうち薬価のマイナス分による医療費減少要因の影響を加味することに加え、令和3年度末に見込まれる過去最高の40億円の剰余金を充当して保険料の上昇抑制を図っても、なお1人当たり保険料を増額する必要があるため、やむを得ず料率改定を行います。

また、財政安定化基金については、新型コロナウイルス感染症等の影響により医療費の動向が不透明であるため、基金本来の目的である医療給付費の急増等の将来的なリスク対応時に備えることにしました。

財政運営期間(2年間)	令和2・3年度	令和4・5年度
平均被保険者数(試算時推計)	229, 193人	246, 719人
給付費等費用額見込み ※2年間平均	2, 108億円	2, 264億円
保険料上昇抑制措置 ※2年間合計	剰余金34億円 財政安定化基金13億円	剰余金40億円
賦課総額 ※2年間平均	約188億円	約209億円
均等割額	47, 720円	49, 140円
所得割率	9. 02%	9. 09%
1人当たり保険料(年額)	60, 567円	63, 140円
前期一人当たり保険料 との上昇幅比較(試算時)	+4, 985円 (+8. 91%)	+2, 573円 (+4. 25%)

保険料率の算定方法



○財源イメージ(剰余金40億円を活用した場合の2年間平均)

※金額は概数

費用額						
医療給付費等 2,264億円						
収入額						
国庫負担金(3/12) 568億円	普通調整 交付金(1/12) 188億円	県負担金 (1/12) 188億円	市町 負担金 (1/12) 188億円	協会けんぽ・健保組合・国保などからの 各保険者支援金 903億円	保険料 209億円	剰余金 20億円
公費負担分 約5割 1,132億円				現役世代からの支援分 約4割 903億円		被保険者負担分 約1割 229億円

保険料賦課総額

均等割額

(被保険者が等しく負担する保険料)



所得割額

(所得に応じて負担する保険料)

均等割額と
所得割額の比率

1 : 0.73 (所得係数)

※所得係数は、都道府県ごとの所得水準を表す数値(1が全国平均)

計算式：愛媛県一人当たり所得 ÷ 全国一人当たり所得 (国が提示)

百分率に直すと...

58 : 42
(均等割額) (所得割額)

【参考】

平成28・29年度 ⇒ 58:42

平成30・31年度 ⇒ 58:42

令和2・3年度 ⇒ 58:42

令和4・5年度保険料の上昇要因

①医療給付費の増加による影響(前回比4.3%増)

〔被保険者数の増加によるもの3.9%、一人あたり医療給付費の増加によるもの0.4%〕

②後期高齢者負担率の引き上げによる影響(11.41%⇒11.72%)

- ・後期高齢者負担率…医療費のうち、後期高齢者自身が保険料として負担する割合。
- ・後期高齢者医療制度を支援している現役世代人口の減少に伴い、後期高齢者負担率が上昇している。

③軽減特例制度の廃止による影響(令和2年度で廃止)

- ・所得の低い被保険者に対して、本来の軽減に上乗せして軽減していたが、令和2年度で廃止。
- ・上乗せ軽減の廃止により、一人当たり保険料が上昇。

保険料の上昇抑制への取り組み

○第7期 財政運営期間（令和2・3年度）

・上昇抑制策

①剰余金の全額活用 34億円

②財政安定化基金の活用 13億円

・1人当たり保険料 60,567円（年額）

○第8期 財政運営期間（令和4・5年度）

・上昇抑制策

剰余金の全額活用 40億円 ☆過去最高額の充当

・1人当たり保険料 63,140円（年額）

（上昇要因）

①医療給付費の増加による影響

②後期高齢者負担率の引き上げによる影響

③軽減特例制度の廃止による影響

+2,573円
（+4.25%）

保険料率試算結果

財政運営期間	平成28・29年度	平成30・31年度	令和2・3年度	令和4・5年度	
平均被保険者数(人) 2年間平均	222,463	228,780	229,193	246,719	
保険料上昇抑制措置 2年間総額	剰余金20.74億円 基金 6.68億円	剰余金32.9億円 基金 6.68億円	剰余金34億円 基金 13億円	なし	剰余金40億円
給付費等費用額(千円) 2年間平均	200,155,228	210,121,094	210,749,454	226,385,263	
賦課総額(千円) 2年間平均	17,762,010	18,292,241	18,857,059	22,913,204	20,906,381
均等割額(円)	46,308	46,374	47,720	53,860	49,140
所得割率	9.16%	8.78%	9.02%	10.11%	9.09%
1人当たり保険料額(円) 年額	54,453	55,965	60,567	69,193	63,140
賦課限度額(円)	57万	62万	64万	66万	

※基金とは「愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金」である

一人当たり保険料(月額)

単位：円

順位	都道府県名	令和2・3年度 一人当たり保険料 (月額)
1	東京	8,421
2	神奈川	8,021
3	愛知	7,714
4	大阪	7,337
5	京都	7,163
6	兵庫	7,126
7	福岡	6,876
8	奈良	6,872
9	千葉	6,620
10	山口	6,469
11	埼玉	6,373
12	沖縄	6,295
13	広島	6,263
14	滋賀	6,136
15	香川	6,123
16	北海道	5,983

順位	都道府県名	令和2・3年度 一人当たり保険料 (月額)
17	茨城	5,953
18	石川	5,939
19	福井	5,876
20	静岡	5,870
21	岡山	5,763
22	富山	5,742
23	岐阜	5,633
24	高知	5,565
25	徳島	5,533
26	三重	5,532
27	佐賀	5,527
28	栃木	5,420
29	宮城	5,396
30	和歌山	5,376
31	長野	5,340
32	島根	5,294

順位	都道府県名	令和2・3年度 一人当たり保険料 (月額)
33	群馬	5,273
34	熊本	5,234
35	鹿児島	5,145
36	愛媛	5,079
37	山梨	5,054
38	大分	5,032
39	長崎	4,920
40	福島	4,817
41	宮崎	4,640
42	鳥取	4,504
43	新潟	4,499
44	山形	4,482
45	青森	4,245
46	岩手	3,960
47	秋田	3,944

5,262円

愛媛県

令和4・5年度（一人当たり保険料）

63,140円 ÷ 12 ÷ 5,262円

（年額） （月額）

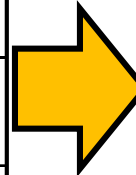
※ 料率改定後の一人当たり保険料を令和2・3年度の全国順位に当てはめると34位。

※一人当たり保険料は前回料率改定時の試算

※令和2年4月17日厚生労働省発表の「後期高齢者医療制度の令和2・3年度の保険料率について」より抜粋

保険料モデルケース

年度	令和3年度		
均等割額	47,720円		
所得割率	9.02%		
年金収入額	均等割額(円)	所得割額(円)	年間保険料額 (月額保険料額)
年金収入 153万円	14,316 ※7割軽減	0	14,310円 (1,193円)
年金収入 180万円	23,860 ※5割軽減	24,354	48,210円 (4,018円)
年金収入 200万円	38,176 ※2割軽減	42,394	80,570円 (6,714円)
年金収入 250万円	47,720 ※軽減なし	87,494	135,210円 (11,268円)



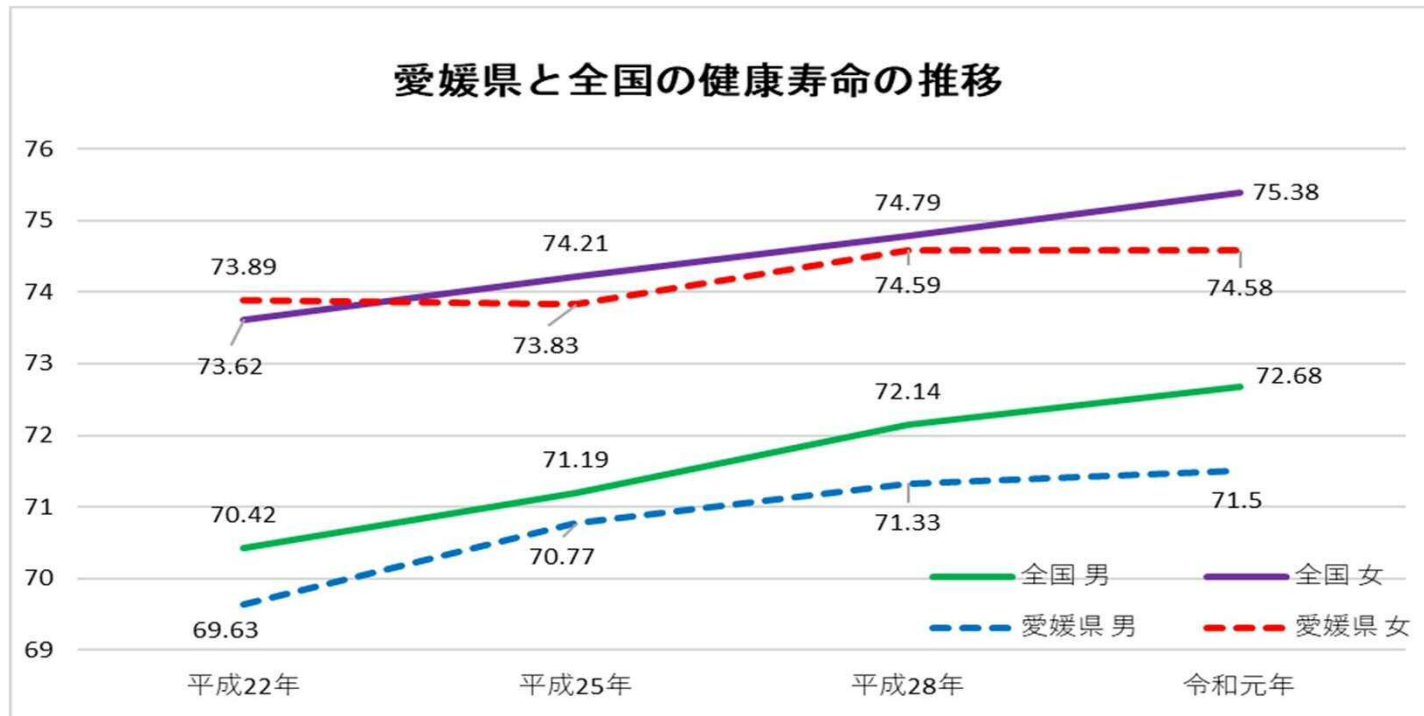
令和4年度			
49,140円			
9.09%			
均等割額(円)	所得割額(円)	年間保険料額 (月額保険料額)	R3年度との比較 上段: 年額 下段: (月額)
14,742 ※7割軽減	0	14,740円 (1,228円)	+430円 (+35円)
24,570 ※5割軽減	24,543	49,110円 (4,093円)	+900円 (+75円)
39,312 ※2割軽減	42,723	82,030円 (6,836円)	+1,460円 (+122円)
49,140 ※軽減なし	88,173	137,310円 (11,443円)	+2,100円 (+175円)

※モデルケースは単身世帯の場合として計算



(3) 保健事業について

愛媛県と全国の健康寿命の推移



健康寿命		平成22年	平成25年	平成28年	令和元年
愛媛県	男	69.63	70.77	71.33	71.50
	女	73.89	73.83	74.59	74.58
全国	男	70.42	71.19	72.14	72.68
	女	73.62	74.21	74.79	75.38

出典：厚生労働省「健康日本21（第二次）の推進に関する研究」

【愛媛県の状況】

令和元年の健康寿命、男性71.5歳・女性74.6歳は、平均寿命と10歳前後の差がある。

参考：平成27年 平均寿命 男性80.2歳、女性86.8歳（全国平均を少し下回っている）

健康診査概要及び受診者数・受診率

★健康診査事業

令和元年度より後期高齢者の健診で利用する質問票が、フレイルなどの高齢者の特性を踏まえた健康状態を問診により総合的に把握する「後期高齢者の質問票」に変更されている。

生活習慣病の早期発見・治療につなげるとともに、治療中断等による重症化を防ぎ、後期高齢者の健康能力の保持及び健康意識の向上を図ることに加え、フレイルの予防により健康寿命の延伸を目的としている。受診費用は広域連合が負担するため、被保険者は無料で受診できる。

令和2年度は、コロナ禍での集団健診の実施が一部中止となったことなどにより、受診者数が減少した。

○ 受診実績

年 度	受診対象者	受診者数	受診率	受診者数 (11月時点)	受診率 (11月時点)
令和3年度	205,627	-	-	18,518	9.0%
令和2年度	207,003	24,277	11.7%	16,609	8.0%
令和元年度	204,864	27,249	13.3%	20,363	9.9%

○ 全国平均 29.4%

歯科口腔診査概要及び受診者数・受診率

★歯科口腔健康診査事業

口腔疾患の早期発見・治療につなげるとともに、加齢に伴う口腔機能の低下（オーラル・フレイル）を予防し、その他の疾病予防、後期高齢者の健康能力の保持及び健康意識の向上を図ることを目的としている。

受診費用は広域連合が負担するため、被保険者は無料で受診できる。

広域連合と愛媛県歯科医師会とで実施に係る委託契約を締結し、6月～2月に登録医療機関で受診する。

令和2年度より市町での受診申込み受付を開始したが、コロナ禍で受診控えがあったものと思われる。

○ 受診実績

年 度	受診対象者	受診者数	受診率	受診者数 (12月時点)	受診率 (12月時点)
令和3年度	205,627	-	-	1,399	0.7%
令和2年度	207,003	1,839	0.9%	1,276	0.6%
令和元年度	204,864	1,998	1.0%	1,409	0.7%

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の流れ

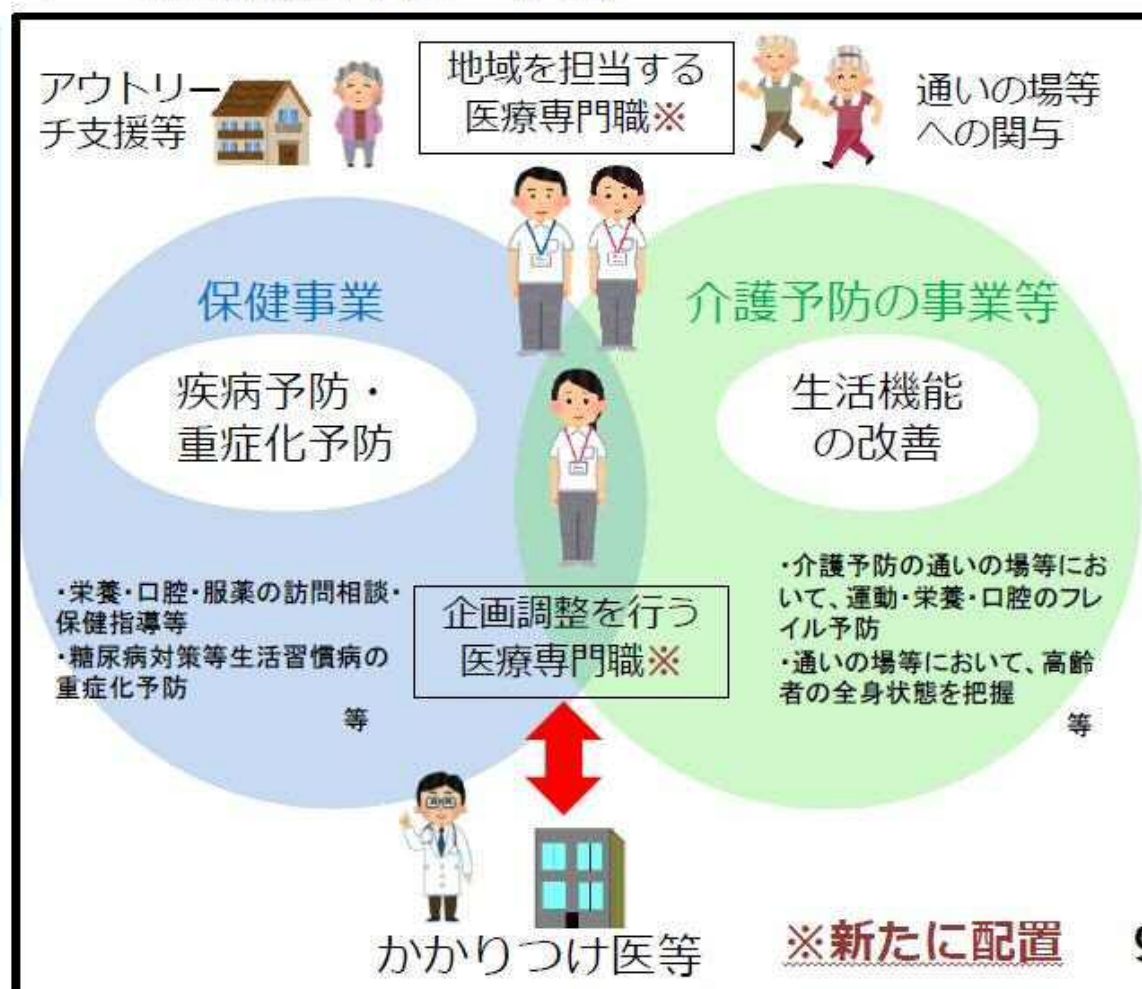
・健康寿命延伸プラン

【2019（R1）..5】

健康寿命とは…心身ともに自立し、健康的に生活できる期間

高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性（フレイル等）を踏まえ、保健事業と介護予防を効果的かつ効率的に行い、高齢者の一人ひとりの状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する。

▼一体的実施イメージ図

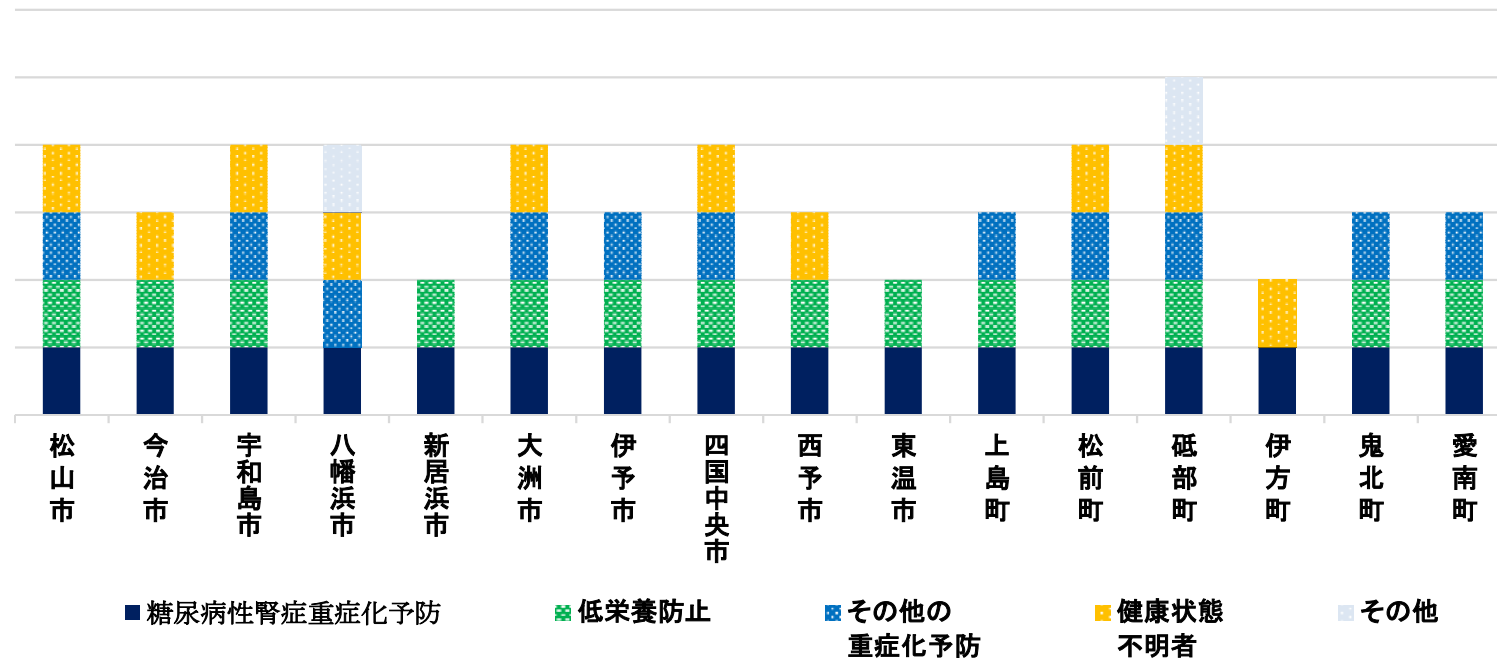


当広域の令和3年度事業

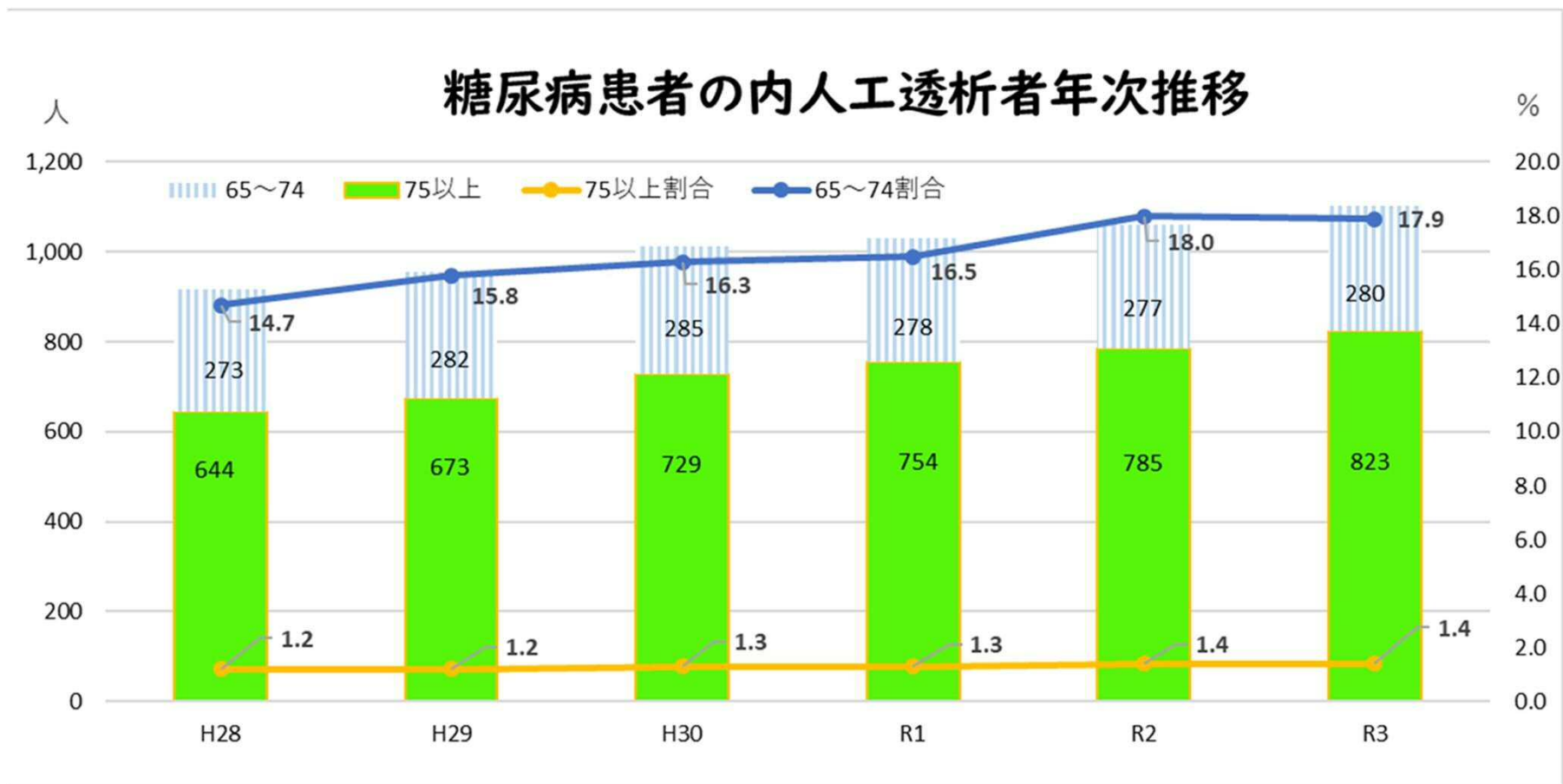
★16市町へ委託（西条市・久万高原町・内子町・松野町除く）

【市町ごとの取組】 健康教育・健康相談、健康状態の把握等の集団支援は16市町で実施、個別支援の取組内容は下表のとおり

一体的実施 市町別個別支援実施内容

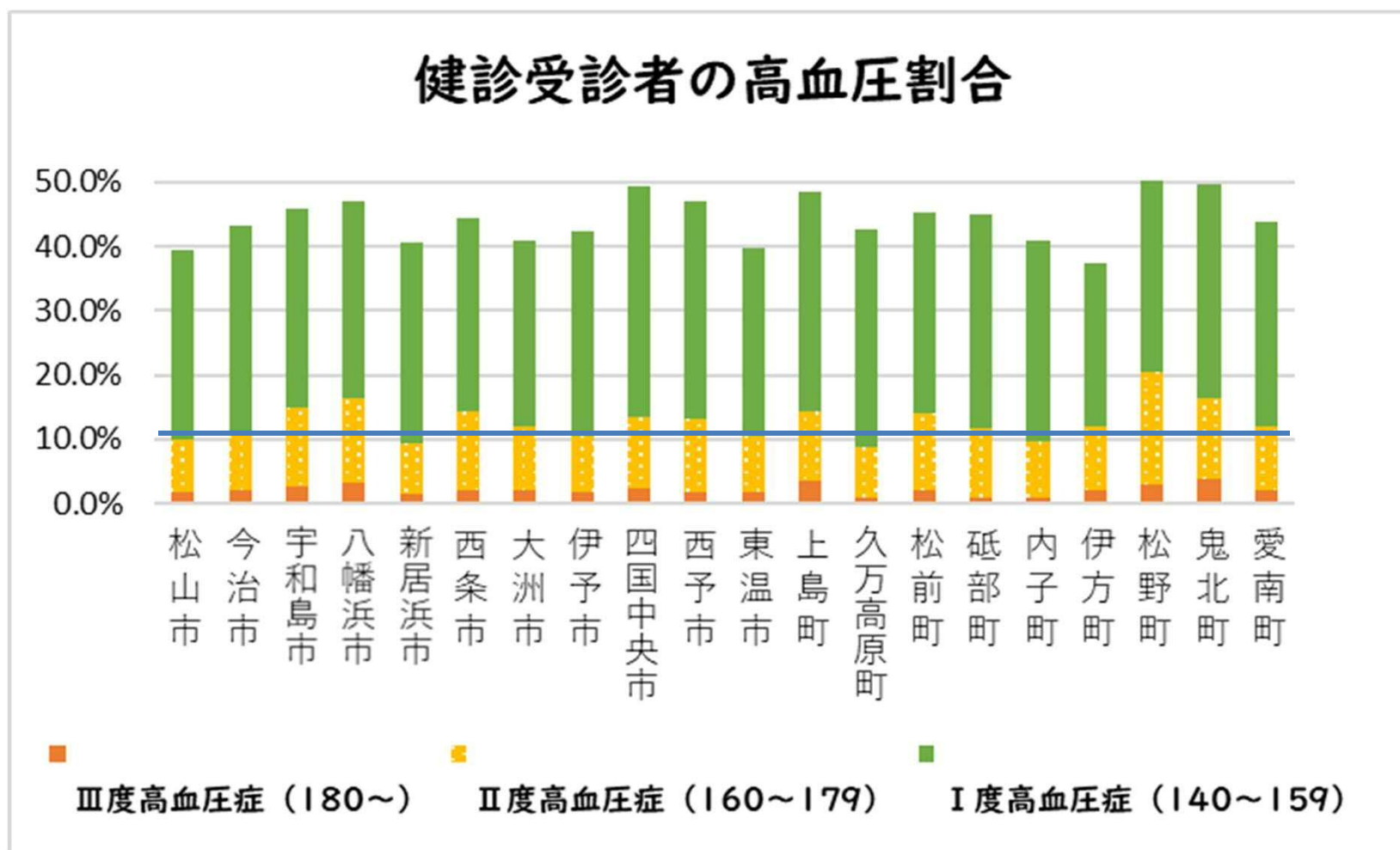


糖尿病のレセプト分析結果まとめ



KDBシステム 厚生労働省様式3-2 糖尿病のレセプト分析より
被保険者のうち人工透析者数及び糖尿病患者数に対する人工透析割合

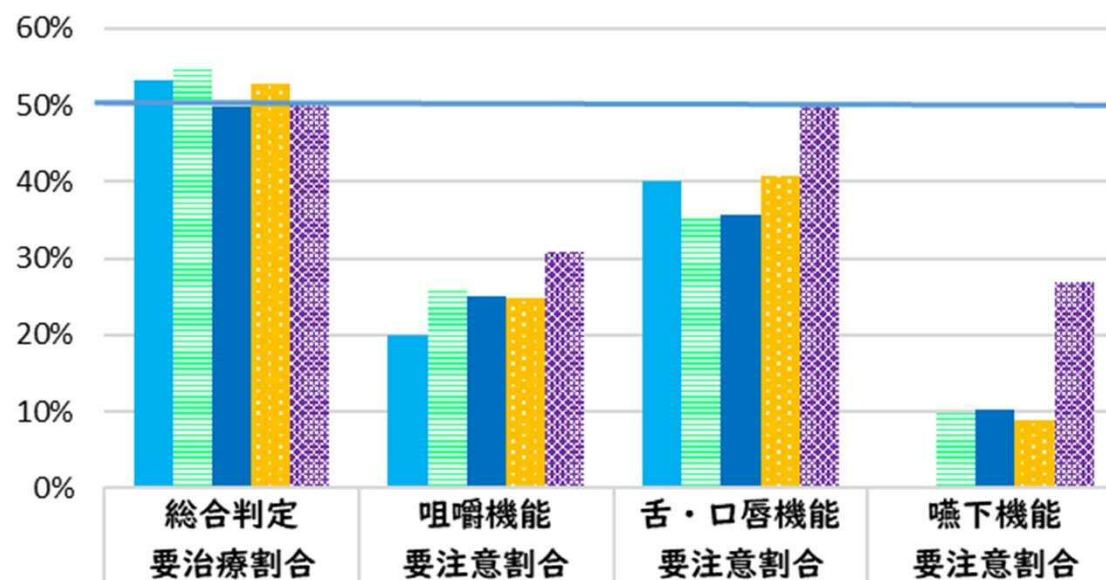
令和2年度健康診査結果（高血圧）



E表 令和2年度健診データ

歯科口腔健康診査結果

令和2年 年代別歯科口腔健康診査結果



	総合判定 要治療割合	咀嚼機能 要注意割合	舌・口唇機能 要注意割合	嚥下機能 要注意割合
65～74歳	53%	20%	40%	0%
75～79歳	55%	26%	35%	10%
80～84歳	50%	25%	36%	10%
85～89歳	53%	25%	41%	9%
90～98歳	50%	31%	50%	27%